

江北町建設工事条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、江北町が発注する建設工事において実施する条件付一般競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「条件付き一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

(対象工事)

第3条 設計価格が次の各号に定める額の建設工事から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定する総務大臣が定める額未満の建設工事について実施する。

- (1) 土木工事一式にあっては設計価格が6千万円以上
- (2) 建築一式工事にあっては設計価格が1億5千万円以上
- (3) 第1号及び第2号を除くその他の工事にあっては設計価格が6千万円以上

(入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、第6条第2項に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者であること。
- (2) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格の決定を受けている者の中から、江北町長が次のいずれかを指定したものに該当する者であること。
 - ア 佐賀県入札参加資格が一定等級以上であること。
 - イ 経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
 - ウ 佐賀県入札参加資格が一定等級以上であり、かつ経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
- (3) 発注工種について、第5条第1項の規定による入札参加資格確認申請書の提出期限から開札日までの間において、経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の日までの間において、国及び佐賀県において建設工事等請負・委託契約に係る指名停止を受けていないものであること

と。

- (5) 申請書の提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (6) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生または再生の手続きの申し立てがなされたものでないこと。ただし、更生または再生計画の認可が決定された者で、入札参加資格審査申請書を再提出し、当該工事の業種に係る入札参加資格の再決定を受けているものを除く。
- (7) 原則として県内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する営業所のうち主たるもの）を有している者であること。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外に本店を有する者も入札に参加できるものとする。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連があるものでないこと。この場合における資本「資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 当該受託者と法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）
 - イ 役員（株式会社の取締役、委員会設置の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下本条において同じ。）が、当該受託者の役員を現にかねている会社
 - ウ 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社
 - エ 当該受託者に技術的支援を行っている者。この場合における「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」及び、「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいう。
- (9) 当該工事の他の入札参加資格者（特定建設工事共同企業体にあっては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）
 - イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
 - ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社
- (10) 江北町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

2 工事の種類及び性質により、次の各号に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。

- (1) 当該工事と同種または類似工事の施工実績があること。
- (2) 当該工事において適正と認められる技術者を配置できること。
- (3) 当該工事に関する施工計画が適正であること。
- (4) その他必要な事項

(入札参加資格確認申請書等)

第5条 入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公告に定める期間内に、入札参加資格申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 同種工事の施工実績調書（様式第4号）
- (2) 配置予定技術者調書（様式第5号）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する「公告に定める期間」は公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（江北町の休日に関する条例第1号に規定する町の休日及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない）とする。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事 6日以内
- (2) 予定価格が500万円以上5千万円未満の工事 8日以内
- (3) 予定価格が5千万円以上の工事 10日以内

3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあっては、第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書（仮 江北町建設工事共同企業体取扱要領 様式第1号）
- (2) 共同企業体編成表（仮 江北町建設工事共同企業体取扱要領 様式第2号）

(入札参加資格確認申請書等)

第6条 前条第1項の規定により申請書を提出した申請者の入札資格は、江北町入札資格者指名審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

(公告)

第8条 公告は、入札参加資格等を江北町ホームページに登載して行わなければならな

い。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

(入札説明書の公表)

第9条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、切り抜き設計書、図面の他入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第10条 申請者は、前条の規定により公表している情報の内容について、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる日までに書面または電子メールにより質問することができる。

ア 予定価格が500万円未満の工事 6日間

イ 予定価格が500万円以上5千万円未満の工事 8日間

ウ 予定価格が5千万円以上の工事 10日間

2 質問に対する回答は、速やかに回答するものとする。

(見積期間)

第11条 入札参加者の見積りに要する期間は、公告の翌日から入札開始日の前日までとし、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（休日を含まない。）を設定することとする。ただし、第9条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りでない。

ア 予定価格が500万円未満の工事 10日以上

イ 予定価格が500万円以上5千万円未満の工事 12日以上

ウ 予定価格が5千万円以上の工事 15日以上

2 前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない事情があるときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項の規定する見積期間を確保できる範囲内で前項に規定する期間を短縮することができるものとする。

(苦情処理)

第12条 入札参加資格の確認等、条件付き一般競争入札の手続きに関し異議があるものは、事実を知り得た日から5日（休日を含まない。）以内に説明請求書（様式第3号）により、江北町長に理由の説明を求めることができる。

2 前項により説明を求められたときは、説明を求められた日から5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第3号の2）により回答するものとする。

3 前項の理由説明に不服がある者は、書面により通知した日から7日（休日を含まない。）以内に苦情申立書（様式第3号の3）により、町長に苦情を申し立てることができる。

4 前項の苦情申立てが行われた場合には、町長は、60日以内に文書により回答す

るものとする。

- 5 前項の回答にあたって、町長は、委員会に審議を依頼するものとする。
- 6 町長は、第3項の苦情申立てが行われた場合又は前項の委員会における審議の結果必要があると認めるとときは、当該申立てのあった工事に係る入札又は契約を中止し、又は契約の解除等を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は平成26年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。